

一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 競技会規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人鳥取県バスケットボール協会（以下「本協会」という）の定款第4条「遵守義務」及び公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）基本規程第6章「競技会」に基づき、鳥取県内で開催される競技会の組織および運営について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主催
自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること
- (2) 共同主催（共催）
共同の名義において試合等を開催すること
- (3) 主管
試合等の運営を委託を受けて実施すること
- (4) 後援
他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）
- (5) 協力
他者の主催する試合等に物品を供与し、または一定の許諾を与える等の方法により協力すること
- (6) 特別協賛（冠協賛）
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること
- (7) 協賛
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること
- (8) 公認
他者の主催する試合等または他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること
- (9) 推薦
他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、バスケットボール界または本協会にとって良質または好ましいものとして認知すること

(主催権)

第3条 鳥取県内において開催されるバスケットボール競技会は、全て本協会の管轄下にある。また複数の都道府県に跨って開催される競技会または参加チームの所属する都道府県バスケットボール協会が複数に亘る競技会の主催権も、全て本協会に帰属する。

- 2 本協会は、前項の主催権を加盟団体および認定団体に譲渡することができる。
- 3 鳥取県内においてバスケットボール競技会を開催しようとする者は、本協会に申請の上、理事会の承認を得なければならない。
- 4 前2項の場合、主催権を譲渡された者または主催を承認された者は、当該競技会に関する本協会の決定・指示に従わなければならない。

(主管の委託)

第4条 本協会は、本協会的主催する競技会の主管を、加盟団体および認定団体または第三者に委託することができる。

- 2 本協会より主管を委託された者は、当該競技会の開催に関する収支責任を負うものとし、予め本協会との覚書により、当該競技会の収入超過の処分または支出超過の処理について取り決めておくものとする。
- 3 本協会より主管を委託された者は、当該競技会に関する本協会の決定・指示に従わなければならない。
- 4 本協会より委託された主管競技会が天変地異等の不可抗力により中止となった場合の損失の処理については、本協会と主管者により協議の上決定する。

(競技会の賞品)

第5条 競技会に参加するチームおよび選手への賞品(賞金を含む)は、競技会の価値および選手の年齢・社会的立場等にふさわしいものでなければならない。

(地区・市町村郡競技会等)

第6条 地区バスケットボール協会および市町村郡バスケットボール協会が独自に開催する競技会に関する規程は、本規程に準ずるものとする。

(県内競技会)

第7条 本協会は、次の各号の県内競技会を主催する。

- (1) 天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会鳥取県予選会
 - (2) 国民体育大会鳥取県予選会
 - (3) 全国ミニバスケットボール大会鳥取県予選会
 - (4) 全国中学校バスケットボール大会鳥取県予選会
 - (5) 全国高等学校総合体育大会バスケットボール選手権大会鳥取県予選会(インターハイ)
 - (6) 全国高等学校バスケットボール選抜優勝大会鳥取県予選会(ウインターカップ)
 - (7) 全日本社会人バスケットボール選手権大会鳥取県予選会
 - (8) 全日本社会人Over40バスケットボール選手権大会鳥取県予選会
 - (9) 全日本社会人Over50バスケットボール選手権大会鳥取県予選会
 - (10) 全日本社会人レディースバスケットボール選手権大会鳥取県予選会
 - (11) 3×3日本選手権大会鳥取県予選会
 - (12) 鳥取県バスケットボールリーグ
- 2 本協会は、前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する。
 - 3 前2項の本協会主催競技会の開催日程は、開催前年度の12月末日までに、本協会および各主管者をもって構成する「県内競技会日程調整委員会」により調整の上決定するものとする。なお、各主管者は、当該委員会の開催前に、予め各競技会の開催概要の素案を策定しておかなければならない。

(開催の申請)

第8条 加盟団体および認定団体が、県内競技会を開催(主催および後援)する場合は、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、開催申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 加盟チームまたは第三者が競技会(参加料を徴収する)を開催する場合は、前条第3項にある「県内競技会日程調整委員会」までに開催申請書を提出する。その場合は、本協会へ申請するものとする。
- 3 開催申請書は、次の各号とする。
 - (1) 大会要項(開催主催者作成)
 - (2) 大会計画(本協会様式)
 - (3) 大会予算(本協会様式)
- 4 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。
- 5 前2項に基づき既に承認を得た競技会の開催に関し、前項の添付書類中の記載事項に変更

があった場合は、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

(開催の条件)

第9条 前条に規定する競技会開催の承認に際しては、次の各号の条件を満たさなければならない。
ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 参加チームは、全て本協会または都道府県バスケットボール協会の加盟チームであること
- (2) 競技は本協会の競技規則により行うこと
- (3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
- (4) 参加選手の傷害について考慮してあること
- (5) 本協会が定める競技会開催ならびに運営に関する諸規程に従うこと
- (6) 審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと
- (7) 競技場内およびその周辺に発生したチームまたはその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係加盟団体の規律委員が規律委員会に報告し、裁定委員会で決定すること
- (8) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと

(予算及び決算)

第10条 競技会開催に伴う予算および決算は、別に定める勘定科目ならびに積算基礎による。

(決算の修正)

第11条 本協会は決算報告書に不審な点がある場合は、証票書類の提出を求め、基準に照して支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。

(報告義務)

第12条 主催者および主管者は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の各号の事項を本協会に対して報告しなければならない。

- (1) 大会報告(本協会様式)
- (2) 大会決算(本協会様式)
- (3) 大会結果報告(開催主催者作成)

(懲罰)

第13条 競技会において、次の各号の1つに該当する場合は、審査の上、懲罰を科すことができる。

- (1) 本規程の定めに違反した場合
 - (2) 本協会が承認した「行動規範」「倫理ガイドライン」「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」に違反した場合
 - (3) 本協会加盟登録規程の定めに違反した場合
 - (4) 本協会競技者規程の定めに違反した場合
 - (5) その他、本協会が定める各種規定に違反した場合
- 2 懲罰は、その行為の程度により、除名、出場資格の停止、戒告、訓戒、その他をもって行う。
 - 3 懲罰の審査は、規律委員会からの報告を受け裁定委員会で行う。
 - 4 懲罰の審査結果は、理事会に報告し、承認を得るものとする。

(附則)

本規程は、平成28年4月23日制定、平成28年4月1日施行
平成30年5月31日改正、平成30年4月1日施行